

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○丹羽委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 長妻昭です。よろしくお願いをいた
します。

まず、今回の質疑、私の質問に対する答弁とい
うのはA Iで作られましたか。

○松本（尚）国務大臣 おはようございます。

今回は法案審査でございますので、非常に重要
な内容ということで、まだちよつとA Iに全部お
任せするわけにはいきませんので、今回は作って
おりません。

A Iで作ろうが、役所が作ろうが、僕は基本的
に余り読まないで余り変わりないんですけれど
も、今回はそういうことでございます。

○長妻委員 「源内」という答弁を作るA I、大
臣の記者会見を拝見しますと、今年の三月中で、
全省庁で千四百二十四回使用したというようなこ
とでございます。今後、A Iが進歩すると、例
えば、私の質問を全部読み込んで、パターンを見
つけて、更問いに対する、追及に対するうまい答
弁を返してくるような時代もすぐ来るんじゃない

か。

そのときに、是非留意いただきたいのは、いま
での政府の答弁を学習させないで、つまり、学習
すると、はぐらかし答弁ばかり覚えて、何かうま
く追及をかわすA Iができてくると、こつちもA
Iを使わざるを得なくなるので、人間が要らなく
なっちゃうんですね。だから、余りそういう変な
話にならないように、効率的に過去の答弁の整合
性をチェックするとか、そういう部分部分は私
はいいと思うんですけども、政治家が要らない世
の中になるのは危うい。

今回も、A Iとか、統計作成等で非常に個人情
報の保護が緩和し過ぎていてという強い懸念を私
は持っているんですね。

配付資料の中で四つのケースを分かりやすくち
よつと書かせていただきました。一ページですけ
れども、ちよつと一つ一つお伺いしていきたいと
思うんですが、まず一つ、読み上げますと、「地
方自治体が統計作成等で利用する場合、当該自治
体内の住民個人の公開されていない病歴情報（氏
名入り病歴等の要配慮個人情報）を取得する。」
と。これは今回の改正案でできるようになったん
でしょうか。

○松本（尚）国務大臣 ありがとうございます。

ケース一についてもそうなんですけれども、基
本的に、地方自治体が統計作成を利用する場合に
は、住民情報の公開されていない病歴情報という
のは、取得は可能になります。

○長妻委員 これは、もちろん、個人の同意なし
で、大臣、同意なしということですよ。

○松本（尚）国務大臣 おっしゃるとおりです。

○長妻委員 これは、余り、マスコミで報道が一
切ないし、そういう説明も積極的に政府はされな
いので、大変私は気になるんですね。

今までは、こういう要配慮個人情報、七ページ
にあります、宗教が何の宗教ですかとか、思想信
条とか病歴とか前科とか、あるいは健康診断の情
報とか、要配慮個人情報については、もちろん、
一人一人、個人の了解を取ってから取得したり第
三者へ提供する、こういうことがあったわけです
が、これが取っ払われたというのは、私はちよつ
と信じられないんですね。自民党の皆さん、どう
ですかね、お医者さんもおられますけれども。

つまり、例えば、公開されていない病歴情報、
ちよつとつぶさに病気の名前は言いませんけれど
も、これはやはり極めて個人的なプライバシー、
知られたくない病歴、あるいは現に今どういう御
病気にかかっているのか、あるいは医療的処置で、
極めて個人的な情報というのはあるじゃないです
か。これが、本名の名前つきで、例えばケース一、
地方自治体が統計作成等で利用する場合、それを
病院から取得するということもできる、本人の同
意なしですね、こういう法律なんですね。

例えば、首長さんが、住民を、ああ、この人は
こういう病気なのかと、ちよつとちらつと見て、
自分の地域の自治体の中ですから、あら、この方
はこんな御病気だったのかと、こういうのを見る
ということもあり得ると思うんですが、単に見る
だけなら、首長さんがですね、別にそれを表に出
さないで自分だけが見る、そういうことはできる

わけですか。

○松本（尚） 国務大臣 確認をしておきたいんですけど、情報を集めるというのは、基本的に、何か目的があつて集めるわけで、その目的については、情報を提供する側も、それからもう側も、ちゃんとその目的を公開するという事になっていきます。

今委員おっしゃったように、ちらつと見るというのは、そもそもその時点で目的外ですから、それは法律違反ということになりますので、そういうことは決して行われたいという事は前提としてお話をしておかなきゃいけないと思います。

それからもう一つは、今、医療情報を委員はお話しされましたけれども、私も医者なので、そういった情報はたくさんこれまで扱ってまいりましたけれども、例えば、名前とか要配慮情報とかそういったものは基本的には消して出してくれという、出す側は非常に負担になりますから、逆に言うと、もらった側がそれをちゃんと処理をして、必要なものは必要なものとして使う。それから、処理をした、余計なデータがありますよね、名前なりなんなり、そういうものはちゃんと確実に消してください、削除しなさいという事は、明確に条件の中に入れておかなきゃいけないというふうには思っています。

○長妻委員 まず、ちらつと見るといったって、それを禁止できないですよ、名前つきで病歴が来るわけですから。それを、名前つきのリストで見ってしまうということがあるわけですし、あるいは、名前を消すというふうな話がありますけれど

も、これは法律に書いてあるんですか。

つまり、病歴、二番目は、国も取得ができるということだと思いますが、消す、つまり、個人の名前と、恐らく保険種別と、御住所、何番地まで、これが入ってくると思うんですね、それで、どういう御病歴かという病歴が渡る、ただ、その渡った後に、それを必ず消しなさいと。つまり、本名、住所、あるいは保険種別、それは消すというのはこの法律の中に書いていないと思うんですが、これはどうやって担保するんですか。

○松本（尚） 国務大臣 これは、今委員おっしゃったのは、御懸念のとおりで、庁内でもその議論をしていたところなんですけれども、基本的に、統計作成を行う上で、必要のないデータということが明らかにした場合、いわゆる、今の、名前とか住所とかそういうものは統計作成上必要ありませんから、それがはっきりしたときは、その項目については、遅滞なく、提供先が、いわゆるデータを利用する側が消去するということが求められるというふうになっています。

これは、事業者が負う安全管理義務というのはありますから、その中で、安全管理ですから、そういったものが漏れないようにするという事は当然ですので、漏れないようにするという事は、そもそも、取っておいて、しまっておくんじゃない、必要なデータ以外のものはちゃんと消去してもらおうということはちゃんと担保しなければいけないと思っていますし、この事業者が負う安全管理義務の中でそれは行われるものと承知しています。

○長妻委員 これは後で詰めますけれども、結局、法律には書いていないし、一回渡しちゃうわけですよ。渡す前なら、病院が消して渡すのならまだしも、それでも私は問題だと思えますよ、アルゴリズムの問題とかあるから。

では、先に進むと、ケース二ですね。読み上げます。国が統計作成等で利用する場合、国民一人一人の公開されていない病歴情報、氏名入り病歴等の要配慮個人情報をも本人の同意なしに取得する。これは可能ですか、ケース二。

○松本（尚） 国務大臣 一つ一つお話しになられておりますけれども、要配慮個人情報であっても、統計作成等の特例に基づいて第三者に提供することは可能、それはまた行政機関に対して提供することも可能であるということです。

○長妻委員 とすると、ケース三は、これは国を企業と読み替えるわけですね。ケース四は個人事業主ですね、個人事業主。では、まとめて聞きましょう。ケース三、ケース四。取得する主体が企業、主体が個人事業主、そして要配慮情報、本人の同意なし、これもオーケーということなんですか。

○松本（尚） 国務大臣 全て、ケース一から四まで、この特例の対象になるというふうに思います。○長妻委員 これは、私は信じられないんですが、自民党はどうですか。まあいいかですか、いいと思いますか。（発言する者あり）統計作成等で利用するからいいんだと。

ちょっと、私、言葉は悪いかもしれない、無邪気だと思えますよ。そんな、統計作成等なんて、

すごい広いじゃないですか。広いじゃない、それは。相当広いよ。しかも、名前、住所、何番地も入って、そして病歴、それを一回業者に渡しちゃうんですよ。あるいは、国とか自治体に一回渡して、業者の良識で、国や地方自治体の良識でそれは削除すべきものだ。だから、法律に書いていないわけでしょう。法律に書かないわけでしょう。

だから、私がちよつと申し上げたいのは、そもそもが問題なんですが、出す側、出す側というのは病院だと、医療機関だと思いますが、その側が名前とか住所とか保険種別、まあ百歩譲って、年齢というのは分析に必要かもしれない、男女とか。それ以外の個人の名前、住所、保険種別は出す側、医療機関が削除して、そして出すと。それも私はいかがなものかと思いますが、一番最低限、百歩譲って、それは法律に書くべきじゃないですか。あるいは、必ず担保できるということはあるんですか。

○松本（尚） 国務大臣 先ほど申しましたように、僕も病院でデータを扱っていたので、そのデータを何か利用するから出してくれと言われたときに、きれいにデータがそろっているデータベースであれば、そこは削除して出すことは可能ですけれども、ばらばらの、すごくモザイクになったようなデータで、今の、名前とか住所を削除して出してくれというのは、相当な負担になります。

医療機関側の負担も考えなきゃ、提供する側の負担も考えなきゃいけないというふうに思っています、そうになると、逆に、提供された側がちゃんと不必要なデータは削除するんだということを担保

しなきゃいけないというふうに思います。

その際は、先ほど申しましたように、事業者が負う安全管理義務というのは、これは法律の中で決められていますから、安全管理義務の中に必要なデータはちゃんと削除しなさいということを、そこでちゃんと担保できるというふうに思います。ですから、その点において、今、委員が御懸念の部分というのは解消されるのではないかとこのように思っております。

○長妻委員 何か、提供側の負担が重いから云々かんぬんと言いますが、個人情報ですよ。一人一人の病歴って皆さんのものですよ。個人のものでしょう。何で本人の同意なしに統計作成等というアウトな形で提供できるのか。しかも名前つき、しかも住所つき、そして病歴。これについて、受けた事業者に一旦渡っちゃうわけですよ。その事業者の良識に任せて、不要なデータは削除する。

そうしたら、確認しますよ、不要なデータを削除するの不要の中に、まず名前というのは、入るといのはどこに、不要なところに例示で書くんですか。

○松本（尚） 国務大臣 それはどういう目的で使うかということだと思います。

ただ、今の話だと、例えば医療データをもつて、それ用のデータを使って、何かしら治療薬を創薬していくことに使おうとした場合に、長妻という名前は不要だと思えますから、そういった意味においては利用者側が適宜判断することになるかと思いますが、それでもし足りないというこ

とであれば、今後、個情委の規則で定める中で、そういったガイドラインを作って、一々、一つ一つそういったものは書き込むということは可能だろうと思います。

○長妻委員 今のを聞きましたか。利用者側が適時適切に判断するわけですよ、名前が要る場合と要らない場合と。削除するかしないか。それ、ま

ずくないの。だから、私はこの無邪気さが怖いんですよ。自民党のこの無邪気さが私は怖いのね。統計作成等ならまあいいんじゃないのかと、統計作成等だから。名前が出ないからいいじゃないかと言うんだけれども、まず統計作成というのも相当幅が広いし、個人事業主でも、統計作成等というふうになればできるし。しかも、常識ですけれども、例えば一つの重要な情報があつて、それをシェアする人、共有する人が増えれば増えるほど、漏れるリスクも高くなるじゃないですか。誰だつて分か

まずよね。だから、個人の了解を今までは取らなきゃいけないわけですよ。私とかあなたに、この情報を出していいですか、私は嫌だ、私はいい、今はそういう状況になっているわけですけれども、それを取っ払うということなので。しかも、今の話は、利用者が適時適切に判断するというようなことと、いうのは私は相当危ういんじゃないのかなというふうに思っています。

もう一つ懸念するのは、国が例えば統計作成等で利用する場合ということなんですが、これは内閣委員会でも質問したんですけれども、かつて警

察が、新聞記事を五ページに入れておりますけれども、裁判資料も持つておりますが、岐阜県で風力発電を建設するときに、住民の方が風力発電建設反対運動をしたんですね。反対運動をされた住民四人の方の氏名、学歴、病歴を警察が情報収集していたんですね。それがばれちゃって、裁判所が確定判決でそれをシュレッダーで削除しなさい、こういうようなてんまつで、警察はシュレッダーで削除したわけです。

何で反対運動する住民の病歴を集めているんだと。これは、今日、ちよつと警察は来ておりませんけれども、警察に聞いても、それは言えませんが、理由は明かしていません。反対運動の人の病歴を集めるというのは、私は何らかの利用価値があるから集めているわけですよね、手間暇かけて。

ちよつと怖い気がします、そういうこともあるので、国が、例えば警察が統計作成等といえ、個人のある意味では病歴データを集めることができるというスキームになっているわけで、私は、大臣もちよつと楽観的過ぎると思いますよ、ちよつとどころか。これは法律にきちつと書き込まないと危ういんじゃないですか、どう思いますか、野党の方も。今みたいなアバウトな、業者が、統計データとして名前は要るのかな、要らないのかな、業者が判断して、要らない場合は削除、要る場合は適切みたいな話というのは、どう考えても譲れないですよ。個人個人の皆さんも心配になりませんか。一人一人の、今どういう病気にかかっているか、どういう処置を過去されたのか、こう

いう情報が、非常に、本人の知らない形でそれが表に出るというようなことであります。

さつき局長からも御答弁がありましたけれども、それを一定程度通知するみたいな話がありましたけれども、これも私、役所に聞きましたら、通知というのは確かに、例えば、Aという会社が病歴を病院からもらったときに、そのAという会社のホームページの下の方に、ちつちやく大きくかき分けられて、病歴情報をお願いしましたと一行書けばそれで事足りるということなんです。そんなもの、だって自分の情報がどの会社に行っただか分からないじゃないですか。一々全ての会社のホームページを毎日見て、でも自分が入っているかどうか、そんなもの分かるわけじゃないじゃないですか。

そういういいかげんなことで、国会でちゃんとやっているみたいな話というのは、私はこれは大きい問題だと思うので、これは与野党対決の話じゃないんですよ。大切な病歴の、ちよつとまじいと思いませんか。

ちよつと、いろいろ法案修正、丹羽委員長にもお願いしたいんですけれども、是非法案修正、前向きに理事会で議論いただければ。

○丹羽委員長 後刻理事会で協議いたします。

○長妻委員 これは、私も長年国会におりますが、これほど、ちよつと言葉が悪いですけれども、とんでもないものが出てきたというのは余り経験がありませんので、これは相当まずいですよ。まずいと思います。もう欧米に比べても、全然話にならないわけです。

その次に、では、歯止め策があるのかということですね。私も、日本のAIが遅れているというのは危機意識を持っています。利活用を進めなきゃいけない。やはりいろいろなデータを読み込む量が多ければ多いほどAIの精度というのは大きくなるというのも私も承知していますが、やはり物には限度というのがあると思うんですね。

基本的に、活用と保護のてんびんというのがあると思うんですね。当然活用しなきゃいけない、それは否定しません。AIをもっと日本は進めなきゃいけない、ロード・ミトスの脅威もありますから、それは私も否定しませんが、ただ、バランスを取ってもらわないと困るんですね、ヨーロッパとかを見習いながら。今どう考えても、活用の方が圧倒的に重点を置いて、保護法と云いなから保護がひゅつと軽くなっている、こういう危機意識をすごく私は持っているんですね。

個人情報、個人情報委員会を私は責めることはいけません。なぜならば、彼らもいろいろな、圧力というんですかね、そういうことをはねのけようと相当涙ぐましい努力をされておられます。

全ては言いませんけれども、報道ベースだけで言いますと、報道によると、個人情報部がこう言ったと。事業者団体が納得しない限り、法案はいつまでも提出できない構造になっている、こういうことが報道もされておまして、私はそのとおりだと思います。何度も法案提出が断念になっているわけですね。余りにもこの業界団体の意向は強過ぎる、強過ぎる。消費者団体とか、そういう情報を取られる側の意向というのはほとんど聞

かれていないというような私は懸念を持っていません。

配付資料の四ページ目、これは立法府にも御協力いただいて、私の責任で作った比較資料でございますが、チェック機能が骨抜きになっちゃっているんですね。

一つは団体訴訟制度。これは先進七か国を調べました、国会図書館で。全ての国でありました。日本も、個人情報法が、二〇二五年三月五日の作成資料で、個人情報保護法上の差止請求権を適格消費者団体自身の権利として付与することが考えられる、こういう前向きのことを書いた。

ところが、その間の経緯を私もつぶさに調べましたが、業界団体の強い強い抵抗で、個人情報も押し切れずになって条文には全くない、こういう状況になってしまったんですね。

個人情報保護委員会の皆さんと話しても、個人情報というの、人も少ないし、人、物、金が少ないんだと。だから、こういう団体訴訟制度を入れれば、団体がいろいろノウハウを蓄積して、そして個人情報とタッグを組んで、おかしな個人情報についてはチェックをして、そしてそれを摘発するようなそういう動きもできる、司法を使ってチェックができるということ、個人情報の方も自分たちの力を補うということ、期待をされていたにもかかわらず、ばさつと削られちゃったわけですね。政府のいろいろな弁明は分かります。これは消費者契約法の団体だから、消費者団体は個人の利益とはちよつと違う利益だから。であれば、新しい団体をつくるようなスキームと一緒にセットし

て、そして団体訴訟制度を認めていくというようなことも私はあり得ると思うんですが、大臣、団体訴訟制度、復活いただけませんかね。

○松本（尚） 国務大臣 委員御指摘の新しい認定制度とか新しい団体については、あり得るかあり得ないかといったら、あり得ないことはないとは思いますが、例えば、そういった団体をつくったとしても、今、適格消費者団体にとつても、そういった専門家がいないということもございまして、実績がありませんから、どうやってそれをつくっていくかということもありませんので、結局、新しいものをつくっても、余り解決策にはならないだろう。

今、我々は何でこれをやらなかったかの理由の中では、個人の利益を保護する個人情報保護法と、それから消費者団体、消費者の利益を保護する法律、そういったところ、そこがあるので、法的な整理が必要であるというふうな我々としても理由として述べていますから、法的な整理をしていくということがまず先決ではないかなというふうには思います。

○長妻委員 今の理屈も、後からつけた理屈なんです、個人情報保護委員会、個人情報にお伺いすると。

つまり、団体に専門性がない。実績もない。であれば、個人の方がもつとないじゃないですか。団体を認めないで、個人が、一人で、二人で、三人で、何にもノウハウがなくて素手で戦うということ、これは必ず、全然話にならないわけですよ。結局、課徴金を一部入れても使い物にならない

いでしょ。

だから、団体訴訟制度を潰すというのが私はあってはならないことだというふうな思いです。これは本場に、ヨーロッパ並みにきちつと整備することこそが私はブレーキをかけないことにつながると思うんですよ。むしろAIを進化させる、国民の皆さんの理解と信用を得て。ヨーロッパとも情報交換がなかなかできにくくなると思いますよ、日本の個人情報の保護やチェック機能が弱くなる。

そして、課徴金についても、これも残念ながら骨抜きになりました。

今回、一部は導入はされましたけれども、この三つの点が私は重要だと思ってるんですね。これも、考え方、同じような資料に出ております。

まずは、課徴金納付命令の対象とすることが考えられるということで、三つ出したいんですが、これは落ちちゃったんですね。入っていないんです。これは本丸です、三つが。

まずは目的外利用、これに課徴金をかけましょう。二番目が、要配慮個人情報の取得による本人同意、これの違反をかけましょう。これも落ちました。二十三条の違反、大規模な個人データの漏えい等の発生、これも落ちました。業界の意向です。こういうことをどんどん落としていくというのは、一体何なんだろうというふうな思うんですね。

これについて、課徴金についても金額が安過ぎるんですね、日本は。結局制裁金は入れられないということなんです、ただ、公正取引委員会な

んかは独禁法などで上乗せ課徴金をやっているわけですよ。

二問同時にお伺いしますが、まず、この三つが抜け落ちた理由と日本の課徴金が低過ぎる理由、これについて御答弁いただければ。

○松本（尚）国務大臣 まず、個人情報保護法では初めてこの課徴金制度というのを導入するということなので、まずスマートフォンにせざるを得なかったというふうなことがあると思います。

基本的に、これは私個人の意見もあるんですけども、我が国のいわゆる課徴金等々の法律としては、まずは法律の在り方として努力義務が義務になって、それから勧告や命令になって、それでも駄目なときには罰金を取るとか、あるいは刑を科すとか、そういうふうな順番になっているんですね。ですから、それと平仄も合わせる必要もあるんですけども、やはり、我が国の法律そのものがいきなりどんと強く罰を与えるというふうな成り立ちになっていないことがまず一つ原因にある、そういうふうに僕は個人的には感じています。

その上で、今あったお話なんですけれども、例えば、安全管理措置義務違反の類型なんかを考えたときに、うっかりやってしまった、意図的に何か悪さをしようと思つて義務違反をしたのと、うっかり結果的に義務違反になってしまった場合とありますから、そういったケースも含めると、いきなり十把一からげに大きな課徴金を課するというわけにもいかないだろうというふうな議論もあつ

たと聞いております。そういったことが非常に重要だと。

もう一つ、質問は何でしたっけ、ごめんなさい、二つ目は。（長妻委員「三つの理由と、金額が少ない」と呼ぶ）

金額が少ないことについては、これは、例えば安全管理措置を行ったことにより削減したコストの具体的な額の算定方法とか、どういうふうに額を算定するかというところがまだ明確ではないので、少なくとも得たものに関しては取りましようというふうなことに落ち着いたというふう聞いております。

○長妻委員 大臣もよく御存じだと思つてますが、業界の配慮なんです、結局はね。

初め、個情委はこの三つを入れるべきというふうな文書にも書いていたわけですから、スマートフォンから始めると。ただ、病歴の情報を本人の同意なしに提供するという、ビッグスタートになっていきますよ。活用はビッグスタート、保護はスマートフォンスタート、どう考えてもバランスが取れないというふうな思つてですね。

これについて、例えばEUでは、御存じだと思いますが、課徴金、何か先ほど算定の仕方が云々かんぬんと言いましたけれども、全世界売上高の四％を最大にするというふうな言っているんですね。全然日本とスケールが違うわけですよ。日本の課徴金、まず団体訴訟がないから、課徴金の認定というのほとんど私はできないと思つています、しかも、課徴金というともうほんの少しの金額で、G A F A なんかへとも思わないですよ。

例えばグーグルでいうと、今、年間、日本円で六十三兆円ぐらいですかね、売上げ。そうすると、EUでもしグーグルがそういうことをやってしまつと、最大二・五兆円。二・五兆円お金を取られる。これは抑止になりますよね。ですから、もう全然話にならないというのがあるわけです。要配慮個人情報をごまかすような法案で、チェックも大変甘い。

しかも、最後の質問にしますけれども、漏えい時の報告ということで、漏えいした場合、これまでは、配付資料の三ページ目でございますけれども、漏えいした場合は本人におわびの通知をする、ただし、本人への通知が困難な場合については、百万人いたらそれはなかなか困難かもしれない、困難な場合については代替措置でいいよ、これが現行なんです。

ところが、今度は、本人への通知が困難な場合というのが削除されて、代替措置でもいいよというふうになっているわけです。代替措置は何かと聞くと、ホームページに一行書けばいいよ、漏れましたと。そんなばかな話ないじゃないですか。確かに私も、一千万人漏れたら一千万人全員に告知しろとは言いませんけれども、この本人への通知が困難な場合というのは、なぜこれを取っちゃっているんですか。

○松本（尚）国務大臣 漏えい等発生時の本人通知の義務の緩和というのは、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合というふうになつて限定をしております。その上で、そういった場合について、規則でその内容を具体的に規定す

るということになっていまして、決して事業者側が恣意的に通知をしなくていいというような判断をするわけではございません。

お願いします。

ありがとうございました。

当然、漏れたときは個人情報保護委員会に報告義務がありますから、その報告の段階で、これはちゃんと通知した方がいいよねとか、あるいはそうじゃないよねということは個人情報保護委員会の方で判断することもできますので、そういった意味では、全てにおいて公表だけでいいのかということにはなっていないということでございます。

○長妻委員　であれば、別に本人への通知が困難な場合を削除する必要は全く私はないというふうに思いますので、余りにも業界に配慮し過ぎていると思います。

これで質問は終わりますけれども、いずれにしても、私が一番心配するのは、一つ言えといええ、やはり機微に触れる、病歴とか、今現にどういう御病気になるっているのか、あるいは健康診断の結果とか、どういう病院で処置を受けたのか、個別のことは言いませんけれども、そういう知られたくないような情報、あるいは、どなたでもこれは機微に触れる極めてプライベートな情報だと思うようなことが、今回、統計作成等というアバウトな理由があれば、それが取得も第三者に提供することも可能になってしまうというようなことは、与野党、別に対決する話じゃないので、よくよくやはり考えていかないといけないというふうに思っておりますので、是非、これについても、理事會を含めて、法案の修正など適切な対応をしていきたいというふうに思いますので、よろしく